

石川県公報

平成 28 年 8 月 24 日 (水曜日)

号 外

(第 71 号)

目 次

<p style="text-align: center;">告 示</p> <p>○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1</p>	<p>○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2</p>
--	--

告 示

石川県告示第413号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成28年8月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「VIRGIN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「crystal-one」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「情事 MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「GENESIS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「女神」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「L ROSE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「GUY MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「GUY MAX II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「thunderbird」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「エロス Eross 愛 AI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「エロス Eross 恋 REN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「KAMA SUTRA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Limone Spice」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「阿」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「吽」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE RUSH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「NITRO HAZE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「SAMBA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「MIDORI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「INJECTION」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「BLUE IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Adam」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Eve」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「鬼武者 蒼」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

㉗ 次の写真に示すとおり、被包に「鬼武者 紅」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

㉘ 次の写真に示すとおり、被包に「大奥 乱の間」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

㉙ 次の写真に示すとおり、被包に「刀」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成28年8月25日

石川県告示第414号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成28年8月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

(1) エチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類

(2) N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

(3) 3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成28年8月25日